

農地保全課長

地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について（通知）

このことについて、三島村や十島村、県本土と直接航路を持たない二次離島では、島内に建設業者がないことから、日常的に労働者が不足している状況を踏まえ、下記のとおり試行することとしたので通知します。

記

1 試行対象地域

鹿児島郡三島村（全域）
鹿児島郡十島村（全域）
熊毛郡屋久島町口永良部島
大島郡瀬戸内町加計呂麻島，与路島，請島

2 試行対象工事

令和2年度以降に土地改良工事積算基準に基づき発注する工事で、労働者確保に要する費用が不足することにより入札不調を来す等、円滑な事業執行が困難な工事

3 設計変更対象費

「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、設計変更の対象とする。

営繕費：借上費，宿泊費，労働者送迎費

労務管理費：募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用

※詳細は様式1，2参照

4 予定価格の作成に用いる諸経費率の補正

予定価格の作成に用いる諸経費率の算出は、土地改良工事積算基準により小数点以下第3位を四捨五入し小数点2位止めとした比率に対し、以下に示す補正係数を乗じることとする。

(1) 共通仮設費率（率分）に乘じる補正係数 1.056

(2) 現場管理費率に乘じる補正係数 1.005

なお、補正後の比率は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点2位止めとする。

5 実績変更対象費の割合

本工事内訳書に示す各費目に対する実績変更対象費の割合は【別添1】のとおりとする。

6 特別仕様書への記載

本制度の対象工事は、【別添2】を参考に特別仕様書等に試行工事である旨を明示する。

7 対象工事の流れ

間接工事費実績変更対象工事にかかる受発注者の作業は、以下の(1)～(4)によること。※詳細は【別添3】参照

- (1) 発注者は、受注者から本試行工事適用の協議があった場合は、【別添1】に示す実績変更対象費の割合を受注者に提示する。
- (2) 受注者は、発注者が提示した実績変更対象費の割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出する。
- (3) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する必要がある場合、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (4) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の共通仮設費率分は、土地改良工事積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

実績変更対象費に関する実施計画書

| 費 目 | | 費 用 | 内 容 | 計上額 |
|-------|-------|--------------------|---|-----|
| 共通仮設費 | 営繕費 | 借上費 | 現場事務所, 試験室, 労働者宿舎, 倉庫, 材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル, マンション, 民家等を長期借上げする場合に要する費用 | |
| | | 宿泊費 | 労働者が, 旅館, ホテル等に宿泊した場合に要する費用 | |
| | | 労働者送迎費 | 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金, 車両損料, 燃料費等含む) | |
| | 小 計 | | | |
| 現場管理費 | 労務管理費 | 募集及び解散に要する費用 | 労働者の赴任手当, 労働者の帰省旅費, 労働者の帰省手当 | |
| | | 賃金以外の食事, 通勤等に要する費用 | 労働者の食事補助, 交通費の支給 | |
| | 小 計 | | | |
| 合 計 | | | | |

実績変更対象費に関する変更実施計画書

| 費 目 | | 費 用 | 内 容 | 当初 計上額 | 変更 計上額 | 差額 |
|-----------|-----------|-------------------|---|-----------|-----------|----|
| 共通 仮設費 | 営繕費 | 借上費 | 現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用 | | | |
| | | 宿泊費 | 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要する費用 | | | |
| | | 労働者送迎費 | 労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む） | | | |
| | 小 計 | | | | | |
| 現場 管理費 | 労務 管理費 | 募集及び解散に要する費用 | 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当 | | | |
| | | 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 | 労働者の食事補助、交通費の支給 | | | |
| | 小 計 | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

【別添1】

○実績変更対象費の割合

令和2年度積算基準から適用

| 費目 | 工種 | ほ場整備 工事 | 農用地造 成工事 | 舗装工事 | 道路改良 工事 | 水路トンネ ル工事 | 水路工事 | 排水路工 事 | 河川工事 | 管水路工 事 | 畑かん施 設工事 | 海岸工事 | コンクリー ト補修工 事 | その他土 木工事 (1) | その他土 木工事 (2) | フィルダム 工事 | コンクリー トダム工事 |
|-------------------------------------|----|------------|-------------|--------|------------|--------------|-------|-----------|-------|-----------|-------------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|----------------|
| 共通仮設費 (借上費、宿泊費、労働者送迎費) | | 6.07% | 4.49% | 11.25% | 12.82% | 8.70% | 8.19% | 9.37% | 9.19% | 8.27% | 7.35% | 12.63% | 6.98% | 11.53% | 9.40% | 8.93% | 8.08% |
| 現場管理費 (募集・解散費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用) | | 1.38% | 2.04% | 1.31% | 1.58% | 1.99% | 1.44% | 2.04% | 1.28% | 1.65% | 0.84% | 1.21% | 2.55% | 1.79% | 2.62% | 2.96% | 3.58% |

【別添 2】

特別仕様書等への記載について

①入札公告等による入札参加者への周知

本試行の対象工事であることを記載し、入札参加者へ周知する。

<入札公告・入札説明書への記載例>

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良工事積算基準に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費，宿泊費，借上費

（宿泊費，借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用，賃金以外の食事，通勤等に要する費用

② 特別仕様書への記載

本試行の対象工事であることを明示する。

<特別仕様書への記載例>

第〇条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良工事積算基準に基づく金額相当では、適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

予定価格の作成に用いる諸経費率の算出は、土地改良工事積算基準により小数点以下第3位を四捨五入し小数点2位止めとした費率に対し、以下に示す補正係数を乗じることとする。

（1）共通仮設費率（率分）に乘じる補正係数 1.056

（2）現場管理費率に乘じる補正係数 1.005

なお、補正後の費率は、小数点以下第3位を四捨五入し小数点2位止めとする。

第〇条 発注者は、受注者から本試行工事適用の協議があった場合、実績変更対象費の割合を受注者に提示する。

第〇条 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出する。

第〇条 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する必要がある場合は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。

第〇条 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第〇条 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は土地改良工事積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土地改良工事積算基準に基づく算出額から、実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

第〇条 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び氏名停止等の措置を行う場合がある。

第〇条 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

間接工事費自責変更対象工事での受発注者の作業フロー

